



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	報告1 1996年韓国「独占規制及び公正去来（取引）に関する法律」の改正（五次）
Author(s)	孫, 珠?; Son, Ju-Chan
Citation	北大法学論集, 48(2), 171-191
Issue Date	1997-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15721
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(2)_p171-191.pdf



一九九六年韓國「獨占規制及び公正去來(取引)に關する法律」の改正(五次)

孫 珠 瓚

はじめに (沿革を兼ねて)

韓國の獨占規制法の成立過程と其の沿革は複雑である。①一九六四年に、公正去來法案なるものが、所謂「三粉事件」の所産(一研究所の手になったものである)としてでき上ったが、企業育成に政策の重點をおいていた政府側の基本立場から、閣議に上程もされずに流産になった。②一九六六年にいたり、政府(經濟企劃院)の草案ができあがったが、企業界の強い抵抗の前に、國會(六代)の會期滿了に困り、自動廢棄となつてしまつた。③一九六七年には、公正去來(取引)法案が政府の法案としてできあがつたが、一九六九年の獨占規制法案がこれに取り代ることになつたので、政府自體が撤回することになつ

た。④一九六九年にいたり、獨占規制法案にたいする贊反兩論の中で、業界の時期尚早論が優勢をえて、一九七一年七月國會會期の終了により、これ亦廢棄の運命をたどつた。⑤一九七一年には政府が、公正去來(取引)法案を國會に提出したが、こゝれまた大企業の反對の中、一九七二年一月一七日の、いわゆる非常措置に依り、國會(八代)の解散となり、自動廢棄を余儀なくされた。⑥一九七三年には、物價安定に關する法律ができ上りはしたが、これは、當時の石油ショックによる物價上騰に對處する爲めのものであつたので、次の一九七五年法に取つて代わられた。⑦一九七五年に、ようやく出來上がった(制定)のが「物價安定及び公正去來(取引)に關する法律」である。然しながら、此の法律は、物價安定と公正去來(取引)という、

料

資

二つの相異なる法目的の何れにも不十分な立法であるとの指摘があった。⑧そこで、一九八〇年にいたり、「獨占規制及び

公正去來（取引）に関する法律」が出来上ったのである。これが其の後次のような數次の改正をへて今なお適用されている法律である。⑨此の法律は一九八六年二月三日に一次改正、

⑩一九九〇年一月一日に二次改正をへて、⑪一九九二年（三次）にも、規制強化等として改正されており、⑫更に、

一九九四年には、公正去來（取引）委員會を従前の經濟企劃院の所屬より、國務總理の所屬にうつす一方、その他、規制強化などを内容とした改正（四次）となっている。⑬このたびは、

此の「獨占規制及び公正去來（取引）に関する法律」の適用範圍の擴大等を内容とする五度目の改正になるわけであるが、改正試案は、一九九六年七月二〇日に作成され、所要の手讀きをへて、一月一二日に、國務會議で議決され（政府案確定）國會に提出、同年二月一日に、國會の本會議で議決、同年一

二月三〇日に公布された（法律第五二三三五號）。施行は、一九九七年四月一日からである。

「獨占規制及び公正去來（公正取引）に関する法律」（以下「公正取引法」と略稱する）の第五次改正の経緯は次の通りである。

〔一九九六年 改正の経緯〕

一九九六年七月二〇日…公正取引法改正試案作成

七月二十五日…三一日：關係部處と協議

八月七日…公正取引法改正案の立法豫告

八月八日…公聽會開催

八月十一日…月末…關係部處・民間團體の意見聴取

及び協議

一〇月三〇日…經濟次官會議で議決

十一月二日…經濟長官會議で議決

十一月一日…次官會議で議決

十一月二日…國務會議で議決

十一月二九日…國會議政委員會で議決

十二月一日…國會議法制司法委員會で議決

十二月一日…國會本會議で議決

十二月三〇日…公布（法律第五二三三五號）

一九九七年四月一日…施行

I. 一九九六年改正の必要性

政府が打ち出している一九九六年(五次)改正の具體的な必要性は次の通りである。

1. 適用範圍の擴大

經濟各分野に於ける競争の擴大により、競争促進型の經濟構造を構築し、もって、競争力の強化と消費者の選擇權の擴大を期するためには、公正取引法の適用除外分野を大幅に縮小する必要がある(例えば、六一條の削除)。(但し、一〇條一項、一〇條の二、一項を参照)。

2. 獨寡占構造の改善の爲めの施策の強化

獨寡占事業者の市場に於ける獨寡占的市場構造の長期化ないし固着化の傾向を是正すべきであるが、その爲には、獨寡占構造を改善する施策の強化が必要である。(改正法三條参照)。

3. 經濟力集中の増大化に對する制度的對備策

最近、M & Aの活性化、金融機關等に對する進入障壁の除去、資本・金融市場の開放等により經濟力の集中が深化する可能性があるので、これに對する制度的な装置が必要である(改正法七條参照)。

4. 國際化に對應するために必要な規制の緩和

開放的・國際化時代に於ける企業が効率的に對應すべく、公正取引法上の規制を緩和することにより事業者の創意と自律を保障する一方、是正の効率性を確認すべき制度を講究する(七條一項但書)。

5. 公正取引委員會の運営の透明性及び機能の補強

公正取引制度に對する國民の關心が深まり、公正取引事件も増加するに従い、委員會の運営の公正性と透明性を高め、かつ、委員會の機能を補強する必要がある(改正法三五條以下参照)。

6. 其の他の法制度の未備點等の補完

其の他法運営の過程に現われた、未備點等の補完が必要である。

II. 主要な改正内容

以下で述べる主要改正内容は、主として公正取引委員會の資料に依るものである。従つて、其れ以外にも重要な改正だと思われる改正事項があるが、別項に譲ることにする。

1. 公正取引法の適用範圍の擴大

1) 競争制限的な法令に對する事前協議、又は通報對象の明瞭化、並びに、事後是正意見表明の制度を導入することにより、公共部門における公正取引法の適用範圍を擴大する。

たとえば、改正法第六三條に依れば、關係機關の長は、事業者の價格・取引條件の決定、市場進入又は事業活動の制限、不當な共同行為または事業者團體の禁止行為等の競争制限事項を内容とする法令の制定または改正、もしくは事業者または事業者團體に對して競争制限事項を内容とする承認其の他の處分をする場合には、豫め公正取引委員會と協議しなければならぬ(一項)。また、關係機關の長は競争制限事項を内容とする例

規・告示等を制定又は改正する場合には、豫め、公正取引委員會に通報しなければならない(二項)。さらに、關係機關の長は第一項の規定に依る競争制限事項を内容とする承認其の他の處分をする場合には、當該承認其の他の處分の内容を公正取引委員會に通報しなければならない(三項)。公正取引委員會は第二項の規定に依る通報を受けた場合に、當該、制定又は改正しようとする例規・告示等に、競争制限事項が含まれていると認められる場合には、關係行政機關の長に對して、當該競争制限事項の是正についての意見を述べることができる。第一項の規定に依る協議なしに、制定又は改正した法令または通報なしに制定された例規・告示等もしくは通報なしに行われた承認其の他の處分に關しても同じく意見を述べることができる(四項)。(なお六四條參照)。

以上に對しては、國會の専門委員から、公正取引委員會が、單に、意見を述べるに過ぎないとすれば、其の實効性に疑問があり、又、此れに因つて機關の間で權限の紛争をかもしだす憂いも無くはないから、これらを綜合的に考慮して慎重に論議すべきだとの指摘があつたが、政府案通りに議決されている。

2) 金融・保險事業者に對する公正取引法の適用除外を縮小

する。

i) 即ち、金融・保険事業者も競争制限的企業結合の禁止、と申告対象に含める。

ii) このために、金融・保険事業者に對する適用除外を定めていた公正取引法第六一條を削除し、出資總額制限等、例外の認定が繼續する事項は、關聯條項で個別的に例外を認めることにする。一方、改正法は、金融業または保険業を営む會社を「市場支配的事業者」から除外している(二條七號但書)。

削除された第六一條は、金融業または保険業を営む事業者に對する適用除外の特例を定めたものである。これに依れば、

「金融業または保険業を営む事業者」に對しては、同法第三條(市場支配的地位濫用の禁止)第七條(企業結合の制限)、第一〇條(出資總額の制限)、第一〇條の二一項(系列會社に對する債務保證の制限)、第二二條(企業結合の申告)、第二九條(再販賣價額維持行爲の禁止)の規定は適用されない。いわば、此等の事業者は、ほとんど、凡ての規制の外に存在していたわけである。

此の例外措置に對しては、從來、賛成と反對の聲が高かつた。即ち、適用除外を認めるべきだとする方は、銀行や保險會社の資産は、預金主とか保險契約者の出捐に依るものであるから、會社は、其の増殖を圖るべきであり、法律はこれを規制すべきで無いとする。

これに對し、適用除外に反對する方は、市場經濟の競争原理は凡ての事業者に適用されるべきであり、就中、此の様な事業は、特に大規模企業集團、すなわち財閥企業群に屬する系列會社相互間に利用される場合が少なく無いと指摘する。此の度の改正は、後者の意見に従つたものといえる。

そのかわりに、前者の主張に對しては、例外的な適用除外を認めている。例えば、金融業もしくは保険業を営む會社には、系列會社に對する出資制限(一〇條一項)と債務保證の制限(一〇條の二、一項)の例外を認めている。即ち、大規模企業集團に屬する會社は、國內會社の株式の取得に制限(當該會社の純資産額の一〇〇分の二五)(出資限度額)をうけるが、金融會社と保險會社には此の制限は適用されない(改正法一〇條一項)。また、所謂、債務保證制限大規模企業集團に屬する會社は、國內系列會社に對して債務保證をする場合には、債務保證限度額(當該會社の自己資本の一〇〇分の二〇〇から一〇〇分の一〇

○に改正された)を超過してはならない。この違反に對しては、重い罰則(六六條一項五號)(三年以下の懲役または、二億ウォン以下の罰金)が科せられる。然しながら、金融會社もしくは保險會社が債務保證制限大規模企業集團に屬する場合には、其の系列會社に對して、債務保證をするときに、此の制限が適用されない(改正法一〇條の二、一項)。

2. 經濟力集中を抑制する施策の實効性の高揚、獨寡占市場構造の改善

1) 獨寡占的市場構造の改善の爲めの施策を推し進める根據規定(三條)を次のように設ける。

即ち、委員會は、獨寡占的市場構造が長期間続く商品または用役の需給市場に對しては、競争を促進する爲めの施策(競争導入の構造改善策)を樹立・推進しなければならない。必要な場合には、關係行政機關の長に對し、獨寡占市場構造の改善に關する意見を述べる事が出来る(三條)(新設)。

2) 大規模企業集團系列會社間の債務保證を段階的に解消する爲め、一九九八年三月三十一日までに自己資本の一〇〇%を縮

小する。(附則③)

これまででは、所謂、債務保證大規模企業集團に屬する會社は、國內系列會社に對して債務保證をする場合に、その保證總額が自己資本の一〇〇分の二〇〇をこえてはならないという制限(債務保證限度額)がついていた(一〇條の二)。この債務保證限度額が、此の度の改正に依り、自己資本の一〇〇分の二〇〇から一〇〇分の一〇〇に引き下げられている(改正法一〇條の二、一項)。

これに伴う、債務保證に關する経過措置に依れば、この改正法施行當時(一九九七年四月一日)、債務保證大規模企業集團に屬する會社にして、改正法施行當時、國內における系列會社に對する債務保證の總額が、同法第一〇條の二(系列會社に對する債務保證の制限)一項の改正規定に依る債務保證限度額を超過する場合には、一九九八年三月三十一日まで、其の債務保證總額を當該會社の債務保證限度額と看做す。但し、自己資本の増加に因って、當該會社の債務保證限度額が債務保證總額を超過する場合は、其の限りでない(附則③)。

以上は、系列會社間の包括的な債務保證が、大企業に對する與信の偏重をもたらし、限界不實企業の退出を阻害する等、其の弊害が大なる点にかんがみ、漸進的に解消せんとするのが立

法趣旨となつてゐる。これに對しては、國會専門委員側から、此のような非正常的な系列會社間の債務保證は、完全に解消するの公正取引法の趣旨に附合するから、このような面からの論議が必要であるとの指摘があつた。しかし、結局は、政府案が議決されてゐる。

3) 他の事業者に對して不當に資産・資金・人力を支援する行爲を規制する。

即ち、他の事業者に對する不當な假支給金・貸與金・人力・不動産・無體財産權などの支援を禁止する(一四條の三)。

即ち、改正法によれば、事業者が、不當に、特殊關係人(法七條、施行令一一條)又は他の會社に對して假支給金・貸與金・

人力・不動産・有價證券・無體財産權などを提供するか、もしくは、著しく有利な條件で取引きをして特殊關係人、又は他の會社を支援する行爲を、新たに、不正取引行爲の一つに加えている。つまり、事業者は此のような行爲にして、公正な取引を阻害する憂いのある行爲をするか、もしくは、系列會社又は他の事業者をして此のような行爲をさせるようにしてはならない(二三條一項七號)。違反に對しては罰則の適用がある(六七條二號)。

改正法に依れば、不正取引行爲の類型は大統領令で定めることになつてゐる(二三條二項)。

以上に對して國會の専門委員はつぎのような指摘をしてゐる。即ち、不當な人力支援の概念が曖昧であり、其の類型を下位の法令に委任する場合には、恣意的に運営される憂いがあり、又、業種の特性から又は中小企業協力の面からして人力の派遣とか技術の開発などの爲めに人力の支援が不可避な場合もあることを考慮して、慎重に議論する必要があるとのことであつた。然し、國會では、原案通り通過してゐる。參考までに述べると、従前は、不正取引行爲の類型と基準は公正取引委員會で定めることになつてゐた(改正前三三條二項)。

一方、改正法の新規規定である第一四條の三(關係機關に對する資料の確認要求等)に依れば、公正取引委員會は、第九條(相互出資の禁止)、第一〇條(出資總額の制限)、第一〇條の二(系列會社に對する債務保證の制限)、第一一條(金融及び保險會社の議決權の制限)、第二三條(株式所有現況等の申告)、第一四條(大規模企業集團の指定)、第一四條の二(系列會社の編入および除外等)の規定の施行の爲めに必要と認める場合には、一定の機關(例えば、銀行監督院・證券監督院・國內金

融機關其の他)に對して、大規模企業集團又は債務保證大規模企業集團の國內系列會社の株主の株式所有現況、債務保證關聯資料などの要請とともに、假支給金・貸與金又は擔保の提供にかんする資料、不動産の取引又は提供に關する資料等、必要な資料の確認または調査を要請することが出来る(一四條の三)。

3. 企業結合制限制度の整備

1) 競争制限的企業結合制限制度の適用範圍の擴大

これまでは、競争制限的企業結合の制限(七條一項)が、一定規模(資本金が五〇億ウオン又は資産が、二〇〇億ウオン)以上の事業者に對して適用されてきたが、これからは、企業の規模に關係無く、凡ての競争制限的企業結合に對して規制が適用されることになる。即ち、改正前の第七條(企業結合の制限)一項に依れば、資本金又は資産總額が大統領令で定める基準に該當する會社は實質的に競争を制限する「企業結合」(七條一項)行爲が原則として禁止されるとし、大統領令(施行令)第一一條一項では、その基準として「資本金が五〇億ウオン又は總資産が、二〇〇億ウオン以上の會社」と明規している。

ところで、改正法第七條一項では、此の「資本金又は資産總額が大統領令で定める基準に該當する會社」なる部分を削除しており、従つて、施行令第一一條一項のほうでも「資本金が五〇億ウオン又は總資産が、二〇〇億ウオン以上の會社」なる部分が必要無くなり、其の結果、資本金とか資産總額とかの規模の如何に拘わらず、企業結合の規制の対象になったわけである。ただし、一定規模(施行令で定めるが、例えば、資産又は賣出額が五〇〇億ウオン、一、〇〇〇億ウオン)以上の事業者に對しては、申告義務を課する(改正法一二條)。

2) 上場法人に對する申告對象の株式所有比率を引き下げ(二〇%→一五%) (改正法一二條、一項一號)。株式所有比率を計算する場合には、特殊關係人又は系列會社の持分を合算して計算する(改正法一二條、三項)。特殊關係人の範圍については、施行令第一二條で定めている。

3) 獨寡占市場構造の形成と經濟力集中の原因になる混合結合に對する審査の強化

大企業が中小企業分野で企業結合を通して進出することが、

五%以上の市場占有率を占める場合、もしくは、市場支配的事業者との結合の場合には、競争制限性を有するものと推定する。

企業結合の制限に関する改正法第七條四項(新設)に依れば、一定の場合には、實質的に競争を制限するものと推定する旨を規定している。此れは、競争制限の立證が實際に困難であるために設けられたものと思われる。即ち、

企業結合(七條一項)が次の各號の一に該當する場合には、一定の取引分野における競争を實質的に制限するものと推定する。

1) 企業結合の當事會社の市場占有率(系列會社の市場占有率を合算した占有率を指す。以下、本條において同じ)の合計が次の各目の要件を具える場合。

(1) 市場占有率の合計が市場支配的事業者(二條七號、四條、施行令七條参照)の要件に該當すること。

(2) 市場占有率の合計が當該取引分野において第一位であること。

(3) 市場占有率の合計と市場占有率が第二位である會社(當該會社を除いた會社の中で、第一位である會社を指す)の市場占有率との差異が、その市場占有率の合計の一〇

〇分の二五以上であること。

2) 資産總額又は賣出額の規模(系列會社の資産總額または賣出額を合算した規模を指す)が大統領令で定める規模に該當する會社(以下「大規模會社」と言う)が、直接又は特殊關係人を通じて行ふ企業結合が次の各目の要件を備えた場合。

(1) 中小企業基本法に依る中小企業の市場占有率の三分の二以上である取引分野における企業結合であること。

(2) 當該企業結合によって、一〇〇分の五以上の市場占有率を占めること。

以上のように、改正法第七條四項の推定規定(就中、企業結合によって一〇〇分の五以上の市場占有率を占める場合)を設けたのは、主に、中小企業が活動している市場に於て、大企業が混合結合の形態で進入する場合、一定の期間が経過した後、優勢な資金力を元にして、中小企業を逐い出すことによって市場を支配し、もつて、競争を阻害する結果をもたらす憂いが大であるからであるとする。そこで、此等の場合に、政策的に、競争制限性を有するものと推定することによって、立證責任を轉嫁せんとすることである。然し、これに對しては、國會の専門委員のほうからの慎重論があり、競争促進の面からして、

中小企業の固有業種を段階的に縮小せんとする政府方針との關係が指摘されている。

4) 企業結合申告を原則的に「事後申告制度」にする。

改正法第一二條（企業結合の申告）四項に依れば、企業結合の申告は當該結合の日より三〇日以内になければならない
〔改正前第一二條（企業結合の申告）四項にも、役員兼任後または合併契約締結後三〇日以内の申告義務となっている〕「同條四項（申告後三〇日以内合併登記禁止）参照」

小規模企業結合等、競争制限制の大きい企業結合にたいしては、「簡易申告制度」を導入し審査期間を短縮する（三〇→六〇日→一五日）。さらに、申告書類を大幅に簡素化（施行令と關聯告示を改正）する。

4. 不當な共同行為および不正取引行為の規制の強化

1) 不當な共同行為を自から進んで申告する者に對しては、課徴金等の行政制度を軽減、又は免除することにする。即ち、改正法第二二條の二（新設）に依れば、不當な共同行為をなし

た事業者が其の事實を公正取引委員會に申告した場合には、當該申告者に對しては、第二一條（是正措置）の規定に依る是正措置、第二二條（課徴金）の規定に依る課徴金を減輕または免除することが出来る。課徴金の減輕または免除の基準・程度など必要な事項は大統領令で定める（同條二項）。

2) 事業者團體が構成事業者をして競争制限行為をするように誘導（幫助）する行為を規制する。即ち、改正法第二六條（事業者團體の禁止行為）一項四號（改正）に依れば、事業者團體は構成事業者をして第二三條（不正取引行為の禁止）一項に依る不正取引行為又は第二九條（再販賣價格維持行為の制限）による再販賣價格維持行為をさせるかもしくは幫助してはならない。違反に對しては罰則の適用がある（六六條一項九號）。「幫助」部分が追加されている。

3) 競争事業者に對する事業活動妨害行為も不正取引行為の類型に含めて、これを規制することにする。（二三條一項五號）。改正法第二三條（不正取引行為の禁止）一項五號に依れば、「取引の相手方の事業活動を不當に拘束する條件で取引をするか、もしくは、他の事業者の事業活動を妨害する行為」を不公

正取引行爲として禁止の對象になつてゐる。

これまでは、取引の相手方の事業活動の妨害行爲だけを規制の對象にしている。

5. 法執行の實効性の確保の爲めの制度の補完

1) 法人の新設等に依り、賣出額が無いが、もしくは、賣出額を基準にした課徴金の賦課が困難な場合には、一定額（五億ウォン—一〇億ウォン以下）の課徴金を賦課できるような根拠を設ける（二八條二項、三一條の二、但書、三四條の二、但書）。例えば、改正法第二四條の二（課徴金）に依れば、公正取引委員會は不正取引行爲をした事業者に對して、賣出額の一〇〇分の二を超えない範囲内で、課徴金を賦課出来る（本文）。但し、賣出額が無い場合には、五億ウォンを超えない範囲内で課徴金を賦課出来る（同條但書）。このように、賣出額が無い場合には、五億ウォンを超えない範囲内で課徴金を賦課出来る場合はこのほかに設けられる。例えば、事業者團體の禁止行爲を犯した場合（二八條二項、但書）、再販賣價格維持行爲制限を犯した場合（三一條の二）、事業者もしくは事業者團體が、第三二条による國際契約の制限に違反した場合などにも、此の但書の例外

が設けられている（三四條の二但書）。

更に市場支配的事業者が市場支配的地位の濫用行爲をなした場合には、公正取引委員會は賣出額の一〇〇分の三を超えない範囲で課徴金を賦課することが出来る。但し、賣出額が無いがもしくは、賣出額の算定が困難な場合にして、大統領令の定める場合には、一〇億ウォンを超えない範囲で課徴金を賦課することができる（一六條）。又、不當な共同行爲を行つた事業者に對しては、賣出額の一〇〇分の五を超えない範囲で課徴金を賦課できるが、やはり賣出額が無い場合には、一〇億ウォンを超えない範囲で課徴金を賦課出来るとなつている（改正法二二條）。

2) 競争秩序を著しく沮害する重大な法違反行爲に對しては、公正取引委員會が檢察總長に對して告發しなければならぬとし、さらに、檢察總長は委員會にたいして告發を要請することができるものとする。（七一條二項・三項）。即ち、改正法第七一條二項（新設）に依れば、公正取引委員會は、第六六條（罰則）（三年以下の懲役または二億ウォン以下の罰金）、及び第六七條（罰則）（二年以下の懲役または一億五千萬ウォン以下の罰金）の罪の中で、其の違反の程度が客觀的に明白で、重大であり經濟秩序を著しく阻害するものと認められる場合には、檢

察總長にこれを告發しなければならぬ(二項)。又、檢察總長は、此の告發の要件(二項)に該當するとみとめられる事實があるときには、公正取引委員會に通報し、告發することを要請することができる(同條三項)。公正取引委員會は公訴を提起した後は、告發を取り消すことが出来ない(同條四項)。

以上の公正取引委員會の告發義務(七一條二項)と、檢察總長の公正取引委員會に對する告發要請(同條三項)は新設規定であるが、かつて百貨店等の虚偽誇張廣告があつたときに公正取引委員會が消極的態度を示したことに對して輿論が可成り強く反撥したことがあり、當時の檢察も公正取引法ならぬ一般詐欺罪で問題にした事實などが立法の背景になつてゐるのではないかとも思われる。

以上に對しては、「經濟秩序を著しく沮害するものと認められる場合」の解釋について、公正取引委員會と檢察側の意見が對立する可能性があるうから、それに對する解決策が必要だとする専門委員からの指摘があつたが、立法に於ては、餘り考慮されてゐないようである。

参考の爲めに述べると、委員會の專屬告發制度(第七一條一項)は其のまま存續するわけであるが、これについては、法務部(法務省)のほうから、專屬告發制度自體の廢止の主張が強

かつたが、結局、上のように、委員會の告發義務と檢察總長による告發要請という形で落着(妥協)したとの見方もある。

6. 委員會の運營の公正性・透明性の高揚、並びに其の他の未備點の補完

1) 經濟力集中抑制の施策と競争政策の責任の有る推進の爲め、公正取引委員會の中央行政機關としての地位を明瞭にする。(改正法三五條二項参照)。

即ち、改正法によれば、公正取引委員會は政府組織法第二條の規定に依り、中央行政機關として所管事務を執行し、委員長・副委員長事務處長を、政府組織法第九條(政府委員)に拘わらず、政府委員とする(同法三七條四項)。これに對しては、國會の専門委員の方から、中央行政機關の設置は政府組織法第二條(中央行政機關の設置と組織)で規定するのが原則であるので、このような公正取引法の改正は他の委員會等からも中央行政機關への要求に連がる慮れがあるから、慎重な議論が要求されるとの指摘があつた。しかし結局は政府案の通りに議決されたのである。

2) 申告事件の公正にして効率的な審査の爲め、小會議の制度を採擇する(三七條の二)。

小會議では、日常的な事件、其の他の輕微な事件を審議・議決する(三七條の三、二項)。

3) 是正措置の執行停止制度をもうける。

是正措置を受けた事業者が異議を申請した場合にして、是正措置の履行に因り、回復し難い損害が生ずる憂いがある場合には、是正措置の執行を暫定的に停止することが出来るものとす

る。
即ち、改正法によれば公正取引委員會は、此の法律の規定に依る是正措置命令を受けた者が、第五三條(異議申請)一項の異議の申請をなした場合には、其の命令の履行又は手續に因り生じ得べき回復し難い損害を防ぐ爲めに必要だと認められた時は、當事者の申請または職權に依り、其の命令の履行もしくは手續の續行に對し停止(以下「執行停止」と言う)を決定することが出来る(五三條の二、一項)(新設)。

公正取引委員會は執行停止の決定の後に、執行停止の事由が無くなつた場合には、當事者の申請もしくは職權に依る決定に

より執行停止の決定を取り消すことが出来る(同條二項)(新設)。
4) 公正取引法上の損害賠償請求權の消滅時効期間を延長する(二年↓三年)。(五七條二項)。

III. 其の他の改正事項

以上は公正取引委員會で主要な改正事項だと認めたものであるが、以下では、それ以外の改正事項を公正取引法の各章毎に要約して述べることにする(語句の修正とか枝葉的・行政的な事項の改正ならびに、罰則などの改正は、省くことにする)。

第二章 市場支配的地位の濫用禁止

一. 市場支配的地位の濫用行爲の類型及び基準

改正法に依れば、市場支配的地位の濫用行爲の類型及び基準は公正取引委員會がこれを定めて告示することが出来る(二三條の二、二項)(新設)。

資 一、企業結合の基準・告示

一定の取引分野で競争を實質的に制限する企業結合（七條一項）及び強要其の他の不公正な方法に依る企業結合（同條三項）の基準は、公正取引委員會が之を定めて告示することが出来る（七條五項）（新設）。

二、株式取得の基準

法第七條一項に依り、他の會社の株式の取得または所有が企業結合になる場合があるが、此の株式の取得または所有は、名義にかかわらずなく、實質的な所有關係を基準にするというのが改正法第七條の二が定めるところである（新設）。従つて株主名簿上の名義改書の有無には關係が無いわけである。ただし、これについては、會社の定款に依り、株式の譲渡に取次役（理事）會の承認を要する會社の株式を取得する場合には（商法三三五條一項但書）、取締役（理事）會の承認の要否が問題となる場合がある（同條二項参照）。

三、出資總額が制限される大規模企業集團所屬會社の出資限度額の變動

大規模企業集團に屬する會社は、自社の純資産額の一〇〇分の二五（出資限度額）を超えて國內の他の會社の株式を取得又は所有してはならない（一〇條一項）。此の出資限度額の基準である純資産額が減少し、その結果、他社に對する出資總額が、上の出資限度額を超える場合には、其の超える日から三年間は、超過した日の出資總額を出資限度額と看做すとするのが改正前の規定である（同條五項）。また、その三年の期間が経過した後、純資産額が、更に減少した場合には、その減少した日から三年間は減少前の出資限度額を出資限度額とするというものであった（同條六條）（改正法では削除されている）。

此に對し、改正法に依れば超過の日から三年間は、超過した日の出資總額と超過した直前の出資限度額の中、少ない金額を出資限度額と看做す、その期間が経過した後純資産額が再び減少する場合にもまた同じ、となつてゐる。（改正法一〇條五項本文後段及び但書）。（改正前一〇條六項参照）。

四、所有分散優良會社に對する出資總額制限の適用排除と所

有分散優良會社の確認

所謂「所有分散優良會社」に對しては、前記の出資總額の制限（一〇條一項）が適用されない。所有分散優良會社の要件は大統領令（施行令）の定めるところによる（同條三項）（同法施行令一七條の四、一項）。これに關聯して改正法は、新たに規定を設け、公正取引委員會は大規模企業集團に屬する會社の申請がある場合には、當該會社が所有分散優良會社に該當するかどうかを確認して通知しなければならないとしている（改正法一〇條九項）（新設）。

五、系列會社の編入・除外手續の補完（財閥グループの系列分離の促進）

従前は、大規模企業集團に屬する系列會社に對する系列の分離を嚴格に規制していた。これに對し、改正法は、系列分離の要件を緩和し、企業集團の分離を促進する一方、不當な支援行為（内部取引）を厳しく規制するという状態をとつてゐる。

（二三條一項参照）。

つまり、これまででは、系列編入又は、除外に對する手續規定

が未備で、關聯業務の透明性と客観性に對する批判の可能性があり、さらに、大規模企業集團の指定以後、系列會社への編入および除外に關する法律根據が、未整備な状態であつた。

改正法第一四條の二（系列會社の編入及び除外等）に依れば、公正取引委員會は、大規模企業集團の系列會社への編入または、系列會社からの除外の事由が生じた場合には、當該會社の要請により、又は、職權により、系列會社に該當するかどうかを審査して系列會社に編入させるか、若しくは系列會社から除外しなければならない（同條一項）。即ち、當該會社による系列編入又は除外を要請することが出来るようにしているわけである。さらに、公正取引委員會は、上に述べた審査の爲めに必要と認める場合には、當該會社に對して株主及び役員の構成、債務保證關係、資金貸借關係、取引關係、其の他必要な資料の提出を請請することが出来る（二四條の二、一項）。また、公正取引委員會は上述（一項）の規定に依る審査の要請を受けた場合には、三〇日以内に其の審査の結果を、要請した者に對して通知すべき義務を負うとしてゐる（同條三項）。

六、脱法行爲の類型及び基準

企業結合、其の他の一定の行爲の脱法行爲は禁止されている。即ち、第七條（企業結合の制限）一項、及び三項、第八條（持株會社設立の禁止等）、第九條（相互出資の禁止等）、第一〇條（出資總額の制限）、第一〇條の二第一項（系列會社に對する債務保證の制限）又は第一一條（金融及び保險會社の議決權の制限）の規定を免脱する行爲は禁止されている（二五條一項）。然し具體的に何が脱法行爲であるかについては規定が無いので、宣言的な意味をもつに過ぎないし、實際の適用には問題があると指摘されていた。そこで、改正法では、上の脱法行爲の類型及び基準は、大統領令で定めるとしたわけである（二五條二項）。（新設）。

七. 企業結合の制限違反に對する課徴金の賦課

従前は、相互出資の禁止（九條）と出資總額の制限（二〇條）違反に對してのみ課徴金を賦課出来ることになっていたが（二七條一項）、改正法は、此の外に、企業結合の制限（七條）違反に對しても課徴金を賦課出来るものとした（改正法一七條三項）。課徴金の額は、①他の會社の株式の取得（一號）または、新會社の設立に參與（五號）した場合には、取得した株式の帳

簿價額または引受價額の一〇〇分の一〇、②他の會社の合併（三號）の場合には、合併の代價として交付した株式の帳簿價額の一〇〇分の一〇、③他の會社の營業全部を譲り受けた（四號）場合には、營業を譲り受けた金額の一〇〇分の一〇を超えない範圍で賦課し、④他の會社の役員_の地位を兼任する場合には、五億ウォン以内で、課徴金を賦課できるものとされている（二七條三項）。

第四章 不當な共同行爲の制限

一. 競争制限的共同行爲の包括的禁止

従前は、第一九條の條文の題目が、「不當な共同行爲の制限」とあつたものが、改正法では、同條が「不當な共同行爲の禁止」となつていて、規制が強化された印象をうける。更に、第一九條一項では、七個の類型の不當な共同行爲を列擧しているが、改正法は、此の外に、「その他、他の事業者の事業活動又は事業内容を妨害もしくは制限することによつて一定の取引分野の競争を實質的に制限する行爲」を不當な共同行爲として追加している（一九條一項八號）。

これは、競争制限的な共同行為を原則的に禁止しそれも包括的な禁止方式に轉換することを意味するものとされている。

第五章 不公正取引行為の禁止

一、不公正取引行為の類型と基準

従前には、不公正取引行為の類型と基準を公正取引委員会で定めることになっていたが、改正法では、大統領令で定めることになっている（二三條二項）。

第六章 事業者團體

(省略) (第二六條) (第二八條)

第七章 再販賣價格維持行為の制限

(省略) (第三二條の二)

第八章 國際契約の締結制限

(省略) (第三四條の二)

第九章 專擔機構

- 1) 公正取引委員會の委員を、七人から九人に、非常任委員を二人から四人とする（三七條一項）
- 2) 公正取引委員會の會議を全員會議と小會議にする（三七條の二）（三七條の三）（四二條）
- 3) 會議の議長は、審判延の秩序維持の爲めに必要な措置を命ずることができる（四三條の二）
- 4) 公正取引委員會の運営等に關する事項は、公正取引委員會規則とし定める（四八條二項）
(以外は省略)

第一〇章 調査等の手續

(省略) (第四九條) (第五一條) (第五三條) (第五三條の二)
(第五四條) (第五五條の二)

第一〇章の二 課徴金の賦課と徴収等 (新設)

第一章 損害賠償

第五六條に依る損害賠償請求權は、此の法律に依る是正措置

が確定した後でなければ裁判上主張することが出来ないが、民

法第七五〇條に依る損害賠償請求の訴えは之れを妨げない（五

七條一項但書）。

第二章 適用除外

（省略）（第六一條）（削除）

第三章 補則

（省略）（第六三條）（第六四條）

第一章 罰則

（省略）（第六六條、第六八條）（第六九條の二）（第七〇條）

IV 公正取引委員會の試案のうちで採擇されなかつた事項

一、緊急中止命令制度（政府案）

公正取引委員會の試案には所謂緊急中止命令なる制度が予定されていた。即ち、競争の制限性または不當性の可能性があり、法違反の疑いがある場合には、一定期間が経過したときに原状回復が困難である點等により、迅速な中止が必要な行爲に對しては、公正取引委員會が直接に、「緊急中止命令」を發することが出来るとするものであつた（試案六五條の二）。これは委員會の試案であると同時に政府案でもあつた。この原案に對しては、國會の専門委員の方から「緊急中止命令」を濫用する場合には企業活動を萎縮させる憂いがあり、かつ、國民の權利を侵害する可能性も大であるとの指摘があつた。國會では、結局、此の政府案（六五條の二）は削除された。

二、履行強制金制度

試案は、法に違反した事業者に対する是正命令、告發等の措置にも拘わらず、法違反行為を中止しない場合に備えて、是正命令の履行を強制する手段を設けており、それは是正命令等の公正取引法上の是正措置を履行しない事業者に対しては、履行強制金（一人當り、五〇〇萬ウオン以下）を賦課できるようにするものであった。履行強制金の賦課および徴収は、法に違反した事業者が、是正措置等を履行した場合には、即時に中止することにし、履行強制金の賦課に対しては、異議の申請・行政訴訟を提起することが出来るものとした。しかし、これは政府案として採擇されなかった。

是正命令等の公正取引委員會の處分に對しては、異議申請制度（五三條）があるが、履行強制金制度は此れと矛盾する。

三、親族獨立經營會社の概念導入

財閥の親戚間の財産分割等により財閥グループが分離し、獨立して經營する事例が増加しており、たとえ、法的に分離したとしても、親グループと衛星グループまたは衛星グループ間の不當な内部取引等、相互支援が持續する可能性を排除することができないので、此れに對する規制のため、試案は、親族間に、

系列會社を事實上分離し獨立して經營することについての、客觀的な審査の爲め、「親族獨立經營會社」の概念を導入し、系列分離の基準を明瞭に規定することによって、自然に系列分離を促進しながら、親族會社間の不當な内部取引を禁止し、假裝分離の如何についての調査を強化する爲めの規定をおき、「親族獨立經營會社」の分離基準は、相互株式保有、商品・用役・資産・資金取引關係、役職員の交換等を中心にして大統領令で嚴格に定めるとするものであった。

ところが、この試案に對しては業界からの強い抵抗に会い、委員會自から撤回したため、政府案として採擇するに至らなかった。

おわりに

(i) 以上のように、此の度の改正は、殆んど全面的改正である。

新設規定、即ち、新しく設けられた規定（例えば、改正法第三條、第三條の二、二項、第七條四項・五項、第七條の二、第一四條の二、第一四の三、第一九條二項・三項、第二二條の二、第二三條一項七號、第三七條の二、第三七條の三、第四三條の二、第四八條二項、第四九條三項、第五三條二項、第五三條の

二、第五五條の三、第五五條の四、第五五條の五、第六九條の二、一號・二號、または第七一條二項・三項・四項等)もあれば、其の反對に、従前の條項で削除されたものもあり(例えば、改正前の一〇條一項四號、及び六項、第二三條四項、第一九條一項但書、第二〇條、第六一條、第六七條一號または、第六八條三號等)、内容が變更されたものもある(例えば、第四條一項、第五條、第六條、第七條、一項・三項第一〇條一項・三項・四項・五項・七項、第二〇條の二、一項、第二一條、第二二條(全改)、第一三條一項・三項、第一四條二項・三項、第一六條、第一七條一項・三項、第一九條一項八號、第二二條第二三條一項五號・二項、第二四條の二、第二六條一項四號・二項、第二八條、第三一條の二、第三四條の二、第三五條第三七條一項、第四二條、第四三條、第四四條、第四九條三項、第五一條二項・三項、第五四條一項、第五七條二項、第六三條、第六四條、第六五條、第六六條一項、第六九條、第六九條の二、一項・二項・三項、第七〇條等)。

(ii)内容により大統領令(施行令)で定めることに委任されているものも少なくない。例えば、市場支配的事業者が地位を濫用する行爲をなした場合の課徴金の賦課の爲めの基準としての賣出額に關する規定、及び賣出額が無い場合に關する規定(六條)、企業結合の制限の適用を排除する要件(七條一項但書)、「大規模會社」に關する規定(七條四項二號)、「所有分散優良會社」に關する規定(一〇條三項)、「企業結合申告對象會社」(一二條一項)、公正取引委員會が株式所有の現況等の調査を要請する金融機關(一四條四號)、脱法行爲の類型(一四條の三、二項)、不當な共同行爲の禁止規定の適用を排除する場合(一九條二項)、不當な共同行爲を申告した者の免責に關する事項(二二條の二、二項)、不正行爲の類型と基準(二三條二項)、國際契約締結制限違反に對する課徴金の賦課基準としての賣出額に關する事項(三四條の二)、課徴金の賦課に關する事項(五五條の三、三項)、課徴金の納付期限の延長等に關する事項(五五條の四、四項)、課徴金に對する加算金(五五條の五、一項)、課徴金の徴取に必要な事項(同條四項)などがこれである。

此の部類の委任に依る大統領令(施行令)には、従来より引き繼がれているものもある。例えば、市場支配的事業者(四條一項)とか株式所有現況等申告要領(一二條一項)などに関するものがこれである。(施行令、七條、同二〇條)。

改正法に依り、新しく委任された事項は、新しい施行令にまたなければならぬが、今年の三月中旬頃になって公布されるとのことである。

(iii) 今回の改正の方向として、當局が標榜しているものは、次の通りである。即ち、

①競争促進型の經濟構造の根をおろし、ひろげることの出来るようにするために、經濟の各分野で公正取引制度の適用を擴大する。

②獨寡占市場構造の改善を圖り、進入規制の緩和、其の他の經濟自律化の措置の擴大に因つて起りうる、經濟力集中等の副作用に對處出來る制度をもうける。

③競争阻害的な行爲に對する事前抑制と、嚴正な是正の爲めに、公正取引制度の實効性を確保する制度を改善する。

④委員會の運營手續を改善し其の間の制度の運用の過程で露れ出た其の他の未備な點を補完する。

というものである。

(iv) 此の度の改正が、以上に掲げた基本方向に向つて機能することを期待するものである。唯だ、今回の改正と関連して論じられながら改正法に反映されなかつた問題等は、今後も續けて研究の課題として残るであろう。持株會社に對する規制として現行の禁止規定(八條)を存續させるべきかどうかの問題もそうである。さらに、いわゆる財閥(大規模企業集團)に對する規制も今度の改正法の運營の過程と結果を觀察しつつ續けて研

究すべきであろう。韓國に於て、財閥と獨占規制法とは宿命的な因縁によつてつながっているように思われる。

(一九九七年二月五日稿)